

岩瀬文庫蔵『見聞随筆』の六十六部関係記事

小嶋 博 巳

はじめに

愛知県西尾市の岩瀬文庫は、明治・大正期の地元の実業家、岩瀬弥助が私財を投じて設立したもので、多くの古典籍を蔵すことで知られている。戦後、西尾市が蔵書を買収して西尾市立図書館岩瀬文庫となり、さらに二〇〇三年に「古書ミュージアム」を謳う西尾市岩瀬文庫となった。この岩瀬文庫に、仮に『見聞随筆』と名付けられた九冊の写本がある(資料番号・13654)。近世末期のもので、諸国の奇談をはじめとする雑多な知識を多数書き留めたものであるが、そのなかに六十六部に関わるひとまとまりの記事があり、見過ごすことのできない内容を含んでいる。小稿は、これを紹介し、検討を加えてみようというものである。

はじめに、同文庫の目録データに拠りつつ、『見聞随筆』について最小限の書誌的情報を記しておく。

全体は九冊二九一丁からなるが、各冊は袋綴状の台紙にさまざまな大きさの紙片を貼付したもので、一冊ごとに見返した後筆の目録を付している。目録データでは、後人が整理したものらしいとしている。いずれの冊にも外題・内題はなく、『見聞随筆』という書名は岩瀬文庫

が与えた仮題である。序跋等もなく、著者・成立年代とも明らかではない。ただし第二冊に安政五年(一八五八)の記事があり、これが本書中の最新の年紀である。目録データは成立推定を「幕末写」としている。また、その著者については、江戸住で寛政頃に生まれた人とし、永平寺に関する上書の草稿が含まれることから、あるいは幕府寺社奉行所の関係者か、としている。

『見聞随筆』に収められているのは、たとえば、老狸が肖像を自作した話、四十七士の墓の図、越後に甘露が降った話、鯉多ぼしの図、八歳の幼女が子を産んだ話、救命丸のこと、立山の幽霊等々、きわめて雑多な情報であるが、そうした一つに、六十六部に関する話を取り上げられている(図1)。これは第五冊の四番目の話題で、七丁表から八丁表にかけて、計四九行にわたる。見返しの目録には「一六十六部」とある。

当該記事の話題は、東叡山寛永寺の、六十六部の取り扱いをめぐって展開していると
 いてよい。近世
 のある時期以降、
 江戸の寛永寺と京
 都の御室御所仁和
 寺が六十六部の支
 配に携わっていた
 ことは、何度か指
 摘してきた²⁾。ただ、

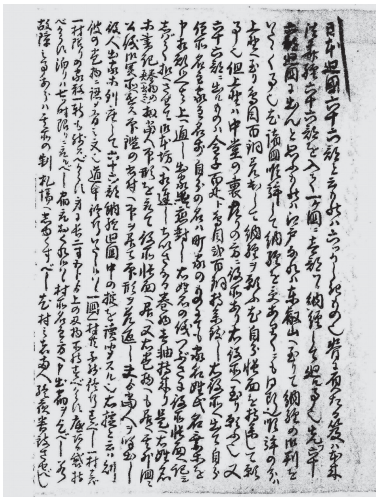


図1 『見聞随筆』第五冊「六十六部」

少なくとも近世末期の仁和寺の六十六部支配が確かな史料によつて確認できるの⁽³⁾に対し、寛永寺については、後述する「東叡山御定目」という掟書の存在を除けば、直接にこれを裏付ける史料を欠く憾みがあった。当該記事はこの欠を補うものという期待を抱かせる。

ただ、のちにも見るように、この記事はにわか信じがたい記述を含んでいる。したがつてこれを扱う場合には十分に慎重な態度が求められるのであるが、しかしそれを踏まえてもなお、あえて無視するわけにはいかない内容がここには含まれている。紹介し、検討を加えてみたいと考える所以である。

一、記事全文

まず当該記事の全文を翻刻する。翻刻にあつては、適宜改行し、私に句点・読点を加えた。漢字はすべて通行の字体としたが、「方」「ム」「躰」は原文の字体を残した。取り消し線による抹消は「|||」で示した。

日本廻国六十六部と云ものハ六ツかしきもの也。背に負たる笈
ハ本来法華經六十六部を入て一ヶ国ニ忝部ツ、納経して廻ル事
也。

先ツ六十六部廻国に出んと思ふものハ江戸なれハ東叡山へ至り
て納経の御判をいたゞく事也。尤諸国順拝して納経を受ありくニ
も同断也。順拝の分ハ、上野へ至り鳥目百銅差出して納経ヲ願ふ。
尤自分帳面を持参して願事也。但上野ハ中堂の裏、左りの方ニ役
所あり、右役所へ至り願ふ也。又六十六部ニ出ルものハ、金子百

疋ト鳥目式百銅持参致し、右役所へ出て自分住所、名主・家主名
前、自分の名ハ町家のものにも家名姓氏名乗等を申相願候へ者、
上へ通し出家出て應對し、右姓名の儀つぶさに役所帳面へ記シ、
しばらく扣へさせて御本坊へ相達し、ちいさなる巻物壹軸持来り、
是へ右姓名等書記^{巻物の奥へ書ス也}。扱当人印形を取て役所帳面へ居へ、又
右巻物へも居へ、其外国々公儀御関所へ遣ス印鑑の書付へ印を居
て印形ヲ差返し、夫方当人ヲ呼出し、役人出家等列座して六十六
部納経廻国中の掟を讀聞スル也。

右掟と云ハ則彼の巻物ニ認メ有之文也。道中修行いたし候ハ、
一國一村共不残修行すべし、一村ナラバ一村限りの家数一軒も残
スべからず、身に長二寸五分方上の刃物所持すべからず、底ある
袋持べからず、泊リハ七ツ時限りニ取ルべし、宿取おくれ候ハ、
村所名主方へ申出宿ヲ乞べし、若故障之事あらハ其所の制札場へ
しゆくすべし、尤村之者兩人終夜番致させべし、朝ハ六ツ時に出
立すべし、道つれば壱人ニ可限、女人之同行ハ不相成事、人家の
両側修行致事不相成等、種々の定法ある事也。猶歸国之節ハ早速
此方へ相届べき由嚴重ニ申渡し、右巻物を授ル也。

夫方当人出立致し、譬ハ箱根御関根へ相懸ル^所に六十六部廻国之
由申入ル。番人立出、納経ニ候哉御巻物ニ候哉と相尋。御巻物と
云ハ上野より出ル彼巻物の事を差て云也。但六部の笈の上に別に
柳こり又ハ文こ様のものあり、是右巻物を入置もの也。扱御巻物
のよし相答れハ、彼の番人御巻物でムルと申。其時縁の前砂利の
上へ延テ敷、肩衣の役人、此上へおり来て御巻物ヲと云。六部則

かのこり方巻物を出して相渡セハ、役人白木の三方ヲ急^カて持出、此上へのせて縁へ上カリ、向じて左りの方に障子を立たる所あり、此内へ入ル。此内ニハ四五尺四方二柱を立、家根を付たる所座敷内二別に有、此あづま屋根の所へおどんと称して純子^{（戦カ）}の切レにて三戸帳の如き物の上に六尺棒の様なる棒を付、役人はヲ持出、かの所の四方へかけてたれぎぬの如くす。其時巻物を請取たる役人、彼のおどんの内に入り巻物を高らかにヨミ上ゲ、奥書の当人印形ヲ御関所へ上野方届けある印鑑と引くらべ、相違なけれハ巻納て又々薙の上へ出来り、当人へ御大切ニ被遊よと云て相返す。其時脇方通りませいといふ。是巻物所持の六部御関所罷通ル定法也。

一 躰上野にてハ金沓歩式百文位の事にてハ中々余程の足し前入ル事也。いかにとなれば、右六部上野役所へ願ひ来れハ前条の事訳相済て後、右六部の印鑑ヲ箱根或ハ横川等其六部の差向て出ル方の御関所へ早飛脚ヲ以相達し、又別^{（勿カ）}に可然役人ヲ以京都へ差遣セ、右六部の次第ヲ撰政家へ演達す。忽論御門主方の仰ニ依て也。斯て此段撰政家方 天子様へ奏聞あり。爰ニ於て乍恐天子様紫宸殿に出幸まし、かのもの道中安全の為七ヶ日の御祈禱あり。是後白川法皇の御跡ヲふミ奉ル故ヲ以、下賤のものといへ共斯の如くの御扱ひアル事也。尤身分ハ下賤といへ共、天下大平国家安全を祈ルガ為に一國沓部の納経をなし捨身の勤めを専分となす、其善心を御叡感被遊る、ゆへ也。さるゆへに御関所役人等も御大切に被遊よと巻物を相渡ス其いんぎんなるを見るべし。

尤今時六部と云者ハ多く似せものにて、大概江戸内に住居して妻子を持、六部を口すぎの業となすゆへ、六部の定法も多くハしらずと見へて、笈の後ろなる豎板ニ日本廻国六十六部大乘妙典と書記して置ながら、笈の内へ法花経ヲハ納めずして或ハ地藏或ハ観音様の仏像を安置し、爾も唱名念仏して貰ひあるき、其上女人の道づれハならざるよしの掟をおかして其妻を女六部に出立セ、又其子をも引つれあるく、是何の道理ぞや。遣りれ同行ハ二人に限ルの法ヲ知らざる歟。但し是等の訳柄少しも知らざるにハあらず、其妻を呼ぶに尼さんといひ、妻方夫ヲ呼ぶに同行さんと云、然ハ少しハ其定法をもしりたるが如し。

二、記事の概要

冒頭に六十六部は「六ツかしきもの」とあるが、この巡礼が難行であるというのか、従わねばならない種々の決まり事があつて難儀だといふのか、部外者からは難解なところがあるということか、はたまた別の意味をもつのか、これだけでは判然としない。いづれにしても、まずは国ごとに一部の法華経を奉納してゆくという六十六部の理念が確認されている。

以下の内容は、おおむね次のように整理できよう。

- ① 六十六部志願者が東叡山寛永寺で取る手続について
- ② 六十六部の掟について
- ③ 関所における取り扱いについて

④ 東叡山から摂政家への伝達および天子の対応について

⑤ 偽者六部について

最初に取り上げられるのは、寛永寺において六十六部志願者が取らねばならない手続き、および同寺役所での取り扱いである。ここでは、六十六部に出ようとする者は江戸であればまず東叡山の納経請取を得ることが必要な手順とされている。

近世中・後期の六十六部の納経帳に、寛永寺の請取を冒頭におくもの、それもしくは実際の巡拝順をかえて冒頭に据える操作をしているものが多数ある。管見の範囲では、寛永寺から納経を始めている例はすでに十八世紀初頭（宝永期）から確認され、遅くとも一七四〇年前後（元文・寛保期）になると、実際には他の寺社から納経を始めたにもかかわらず、帳面上の操作によって寛永寺の請取を巻頭に出す例が現れ、幕末まで続く⁴。したがって、記事が記すような、六十六部廻国は寛永寺納経をもつて開白とすべしという認識があったことは間違いない。「江戸なれば」とあって、他地方では別の手順があったことが言外に示唆されているが、これは京都では仁和寺が同様の役割を果たしていたことが認識されていたのであろう⁵。

ただし、この記事では、六十六部志願者に求められるのは寛永寺への納経だけではない。志願者は、寛永寺役所に対して金子一〇〇疋と鳥目二〇〇銅（金一分と銭二〇〇文）を納め、みずからの名や住所はもちろん、名主・家主をも届け出るとある。寺の側ではそれを記録し、さらに小さな巻物一軸（次に内容への言及がある掟書である）の奥にも名を記し、巻物と、国々関所に遣わす「印鑑の書付」に志願者の印

形を捺して、役人・僧侶が居並ぶなかで巻物を読み聞かすという。それなりの額の納金と、一種の登録手続、掟書の交付があるのである。

ここで注意しなければならないのは、この手続を要するのは「六十六部廻国に出んと思ふもの」「六十六部二出ルもの」であって、そのほかに「諸国順拝して納経を受ありく」者が想定されていることである。彼らもまた、まず寛永寺への納経が必要とされているのであるが、一〇〇文を出して持参の帳面に納経請取を受けるのみであって、それ以上の手続は求められていない。この両者は後段に登場する関所での取り扱いでも明確に区別されている。のちに検討してみたい。

つづけて、寛永寺が六十六部志願者に下す掟書の説明がある。

寛永寺が発給する六十六部の掟書については「東叡山御定目」と題するものが知られており、ほとんど同内容の仁和寺の「御室御所御定目」を含めて、これまでに数点が紹介されている⁶。年紀のあるものはいずれも一八二〇年代（文政期）以降である。

『見聞随筆』が記すところを見ると、修行（托鉢）や宿泊の作法等、廻国の際の実際的な事柄が並ぶものの、既知の「御定目」と一致するところは少なく、わずかに、一定以上の大きさの刃物の携行の禁止、行き暮れた場合に村役人を頼るべきこと、女人の同行の禁止の三点が共通するにすぎない。しかし、最後に「……等、種々の定法ある事也」とあるように、この部分は掟書を正確に転写したものではなく、情報提供者の記憶にもとづいて筆録されたものとみるべきであろう。ここにも見える「掟二巻物」は「東叡山御定目」をさすと考えてよいと思う。

なお、野田成亮『日本九峰修行日記』に、文化一二年（一八一四）

三月一日、同宿した京都の易者から「東叡山より出る六部の掟」を見せられたとある。⁷⁾ 掟書に言及した早い例である。

つづいて、東海道の箱根の関を例に、関所での取り扱いが取り上げられる。まず関所番人が納経か御巻物か、すなわち諸国順拝納経の者か掟書を所持する六十六部かを確認し、後者の場合、巻物（掟書）の検分が行なわれるという。ここでの六部の（というより巻物の）取り扱いが尋常ではない丁重さで、巻物は三方に載せられ、役人は最後には「お大切に遊ばされよ」とさえ言って返却するとある。巻物をもたない「納経」の者、つまり寛永寺の許可を受けた六部ではない廻国巡礼者の扱いについては何も触れるところがないが、一般の通行人と同様の扱いで通過させたということであろう。

続く一段は驚くべき内容である。寛永寺は、六十六部として登録した廻国者の印鑑（印影の意であろう）を、早飛脚をもつて東海道の箱根関所、中山道の横川関所（碓氷関所）ほか、六部が向かった方面の関所に送達するとある。六部の通関に備えてのことである。江戸時代の関所には、関所手形作成者（発行権者の家臣、村役人・宿場役人等）の氏名を署名捺印した判鑑が届けられ、手形との照合を厳重に行なう制度があったが、⁸⁾ あたかもそれを模したかのような記述である。さらに驚くのはその先で、これとは別に寛永寺から京都の摂政家に彼の六部の次第が伝達され、さらにそこから天皇に奏上されて、天皇は紫宸殿で六部の道中安全のために七日間の祈禱をするというのである。もとよりそのまま信じてよい記述ではないが、記事はこうした対応がとられる理由を、①六十六部が後白河法皇の事跡を継承する（御跡ヲふ

ミ奉ル）者であること、②六十六部の廻国納経が天下泰平国家安全を祈るといふ目的をもつことで説明しようとする。

このうち②は、「東叡山御定目」（および「御室御所御定目」）の冒頭に登場する次のような文言と対応する。

一回国修行者、天下泰平・国土安穩・五穀成就可祈之者也。

一廻国之儀ハ、天下国家安全之為祈禱故僧ニ定置者也。依之日本國中一宮・国分寺江可為納経者也。⁹⁾

六十六部は国家的な目的を担うものとして定めおかれたというのである。近世後・末期の職業的六十六部集団が関わった廻国成就の供養儀礼に今上牌や家康あるいは領主の位牌が登場し、「聖寿万安」や「武運長久」を祈る様式があったことを教える史料もある。¹⁰⁾ 彼らのあいだには、この種の国家的な祈禱を自らの職能とするという主張があったのである。

他方、①の後白河法皇を六十六部の実践者と説く主張は少々珍しいものである。これについてもちに検討したい。

最後に六部の偽者への言及がある。六十六部の偽者については、はやく田中休愚『民間省要』¹¹⁾（享保六年）が触れており、『当世下手談義』¹²⁾（宝暦二年）や『銭湯新話』¹³⁾（宝暦四年）などの談義本も面白おかしくこれを取り上げている。『見聞随筆』と時代的に近いところでは『守貞謄稿』に、西国巡礼とともに「三都ともに乞丐人は二扮シテ出ル者、甚多シ」¹⁴⁾とあるのもこれにあたる。ここでは法華経奉納という理念との関係でその雑修性が、また掟書との関係で妻子連れが批判的に取り上げられている。

三、「六十六部」という範疇

以上、当該記事の概要を確認し、少々の情報を加えた。率直に言って、この記事は史料としての信憑性に疑問を抱かざるを得ないものであって、ことに関所での取り扱い以下、摂政家への伝達、天皇への奏聞云々を含むくだりはとうてい信じられるものではない。このことは、これらの情報が一体どのような経路で著者の耳に入り、書き留められたのかに直結しよう。これを論ずるためには『見聞随筆』全体の綿密な検討が必要であり、容易ではないが、同書の他の話題にしばしば諸国遍歴の廻国者の見聞が登場することは注意される。おそらく著者の身边に六十六部、それも寛永寺から允可を受けた六十六部かそれに近い者がおり、そこからの伝聞が筆録されているのではないかと想像する。当該記事は、そうした立場にある者の、六十六部を権威づけようとする過度の誇張が多分に盛り込まれているのではないかと思われるのである。

しかしながら、それにもかかわらず、当該記事には看過しがたい点があると考えるのは、ここには、この近世末期において「六十六部」とは何だったのかという根本的な問題が提起されているからである。

再述になるが、記事では、寛永寺で掟書を発給される六十六部のほかに、「諸国順拝して納経を受ありく」者が想定されている。彼らもまた、まず寛永寺への納経が必要とされてはいるが、その手続は単に納経料を納めて納経請取を受領するにとどまる。また、両者は関所においても明瞭に異なる取り扱いを受けるとする。つまり、当時、

廻国納経を行う者のなかに寛永寺（おそらく仁和寺も含めてよい）の允可を得た「六十六部」と、そうではない者がいるという認識が存在したことになるのである。

このことは、これまで十分に論じられてきたとはいえないが、この視点からあらためて注目したい史料は少なからず存在する。

たとえば、一八一〇年代（文化期）に廻国した日向の修験、野田成亮（泉光院）の『日本九峰修行日記』では、実質的に六十六部廻国を實踐しているとみなせる泉光院自身が、頻繁にみずからと六十六部を区別する態度を示しており、「六十六部」「六部」は単に廻国納経の実践者をさすのではなく、ある明瞭な輪郭をもった遍歴者の一カテゴリーとして扱われている¹⁵。さらにこの日記中には「大社参り」「大社」「大社順拝」「大社廻り」の語が何度も登場する。たとえば、泉光院らは丹波国分寺門前の千人宿で、「千人宿は六部計り、又大社参りにても鐘打ち候へば宿借すべし」と断られている¹⁶。「大社参り」等は、出雲大社参詣者などをさすのではなく、六十六部ではない廻国巡礼者をさす語（の一つ）であろう。

次の史料にも注目したい。

先年、幕末期に出羽国村山郡飯塚村（現・山形市飯塚町）で廻国供養を行なった同村休造に関わる一群の文書（岩田邦弘家文書）が発見され、市村幸夫・小栗栖健治によって紹介された¹⁷。そのなかに嘉永七年（一八五四）、御室配下の六十六部集団が構成員に出した通達がある。このたび御室御所（の六十六部支配）が復旧し、御室より銘々に御条目・天蓋（ここでは六部特有の笠の意）が下賜されるので、以後は「菅

笠二而鉦具等相用ひ、六部二紛敷風躰」で廻国してはならない旨を御室より言い渡されており、不案内の同行にも伝えるようにとの内容である。本山（ここでは御室）の許可を受けて定法の形姿を整えた者以外は正規の六部ではないという態度といつてよい。さらに安政三年（一八五六）、休造の六部集団への仲間入りを認める六部一七名の連印状では、休造は周防国長田地蔵堂へ「神社仏閣大社之躰二而罷越」し、出会った伊予安兵衛ら六部に天蓋（ここでは六部集団の構成員をさす）にしてほしい旨を願い出たとある。¹⁹ ここでも六部と六部以外（あるいは六部以前）の廻国者が明瞭に区別され、後者は「神社仏閣大社」と表現されているのである。「六十六部」の語を御室あるいは東叡山配下の六十六部集団に属する者に限定して用いる用法が、少なくとも当該集団内部では確立していたことになろう。

しかしてこうした区別は、さきの泉光院の日記にも窺えるように、御室・東叡山配下にある六十六部の側からの視線とのみはいえないようである。文政七〜十一年（一八二四〜二八）、陸奥八戸の豪商が泊めた「日本廻国衆」の帳簿が中澤伸弘によって翻刻・紹介されているが、宿泊者四人のうち、九人に「菅笠」と肩書されている。²⁰ これも、「六十六部ではない」廻国者の意と考えることができる。

ちなみに廻国供養塔をみると、目下、把握されている約一万基のなかに、「六十六部」あるいはそれと同義に使われていた「日本廻国」の刻字をもたず、「奉納日本神社仏閣拝礼供養」「奉納日本大社順拝」などとするものが三〇〇基弱確認される。²¹ 廻国供養塔全体は一七二〇年代と一七五〇〜八〇年代にピークがあり、十九世紀になると量的に

は減衰傾向に入っていくのに対して、この種の事例は約八割が十九世紀に集中している。十九世紀はあたかも職業的な六十六部の活動が廻国供養塔上に顕著に窺われる時期であるが、その一方にあえて自らの廻国行を「六十六部」と表現しない志向が生じていたように思われる。

おそらく、近世後・末期には「六十六部」はすでに単に廻国の巡礼や巡礼者をさす語ではなくなっていたと考えた方がよい。この語は、もっぱら東叡山寛永寺または御室仁和寺の配下の職業六部をさすものとなっていた。とりもなおさず、近世中・後期を通じ、東叡山と御室による六十六部支配が進行した結果であろう。「掟書」すなわち「御定目」は、虚無僧の本則や願人の判物、陰陽師の職札などと同様、彼らの許状にほかならない。一八二〇〜三〇年代（文政・天保）、土佐藩は、六十六部は東叡山御定目を所持するはずとして、これをもたざる者の入国を禁じているが、藩も御定目をどのように認識していたことを示している。『見聞随筆』が記す関所での六部と巻物の扱いも（誇張はともかくとして）、願人坊主や道心・虚無僧などが身分を証明する書類の提示によって関所の通行を許可されたことと基本的に同じである。東叡山・御室配下の六部たちは、本山（本所）の発行する許状によって活動を保証された、一種の身分集団を形成していたのである。

さきに記事の情報提供者は東叡山配下の六部かそれに近い者ではなかったかとしたが、もし仮にそうであるならば、ここにみえる「六十六部」認識は、一つの立場を明確に反映していると考えることができ。本記事は、結局、六十六部に類するものを、①寛永寺配下の正規の六十六部、②単に諸国を巡拝して納経請取を受けて歩く者（一般の

廻国巡礼者)、③偽者の六部の三つに区別していることになる。近世の勸進宗教者たちは本山・本所配下の身分集団に属して活動の保証を得たが、近世後期になると偽の宗教者を取り締まるポーズをとって秩序形成の擁護者を装いはじめた、という林淳の指摘²⁴⁾が想起される。

四、後白河法皇の廻国と転生

本記事に關してもう一つ検討しておきたいのは、後白河法皇に關する伝承である。記事は、天皇が一介の六部のために七日間の祈禱をする理由の一つに、六部は「後白河法皇の御跡ヲふミ奉ル故」をあげていた。六十六部を、後白河法皇の足跡をたどる者、後継者としていたのである。

後白河と六十六部の關係を説く史料は多くはない。唯一、管見に入つたのは、享保十一年(一七二六)刊、厚菅春鶯『西国卅三処靈場記』(外題は『西国三十三所觀音靈場記』)卷三の今熊野觀音寺条の一節である。そこでは因幡堂の縁起を引くかたちで後白河法皇の転生譚が語られる。つねに頭痛に悩まされていた後白河が、熊野権現の夢告によつて因幡堂に参籠したところ、貴僧が忽然と現れて「汝ガ前生ハ熊野ニアリテ蓮花坊ト云ヘル僧ナリシガ、日本ヲ廻国シテ六十六部ノ経ヲ奉納ス。其ノ功力ニ依テ今帝位ニ生レ給ヘリ」とその前生を明かし、その髑髏が岩田川の水底にあつて目穴を柳の木が貫いているのが頭痛の原因であることを教えるのである。結局、後白河は当の柳で觀音像を造らせてくだんの髑髏をそこに納めることで頭痛平癒がかない、こ

れが蓮花王院(三十三間堂)の由来となつたという。さらに今熊野を勸請した法皇の熊野信仰についても、「前生熊野、蓮花坊ト云フ沙門ニテ、常ニ三ツノ山ヲ信ジ、諸國奉納ノ六十六部ノ功德ニヨリテ、六十六ヶ國ノ主、帝王トハ生レ玉ヘル故ニ、分テ此ノ帝ニ三ツノ山信仰不淺²⁵⁾ヲ」と説明するのである。

中前正志の詳細な研究によれば、ここにみえる後白河の頭痛から三十三間堂の創建に至る基本的なプロットは、『初重聞書』(永正二二(一五一五))以降、三十三間堂創建説話にひろく認められる一般的要素であるという。柳の因縁を欠くかたちではすでに『吉口伝』(十四世紀初頭)にみえ、他方でその展開は、浄瑠璃の人氣作『三十三間堂棟²⁶⁾由来』や、「木靈女房」型昔話・伝説の一部にも及び、また因幡堂が積極的にここへの関与を図つてくる(『靈場記』が因幡堂縁起を引くかたちをとるのは、そこに理由がある)。「靈場記」の記述は、こうした三十三間堂創建説話の系譜の中に位置付けられるのである。

ただ、多くの説話において後白河の前生は名を蓮花(華)房、熊野に關わる修行者とされることはあつても、六十六部とするものは、中前の博搜によつてもさききの『靈場記』の一例にとどまるようである。²⁷⁾同時に注意したいのは、『靈場記』が後白河は前生における修行(ここでは六十六部廻国納経)の「功力」「功德」によつて帝王に転生したとしていふことで、こうした因果關係の設定もひろくみられるものではない。かろうじて『山州名跡志』(正徳元年(一七一二)刊)卷三「蓮花王院」条に「因幡堂縁起云」として、「日本を行脚して仏道を修行す。其薰功に因て今帝位に至れり²⁸⁾」とあるのが近く、あるいは

『靈場記』はここに扱ったのかもしれない。

ただいづれにしても、六十六部廻国納経の功徳によつて帝王に転生するといふモチーフは、納経聖・頼朝房（頼朝の弟）から源頼朝への転生を語る六十六部縁起を想起させずにはおかない。「日本ヲ廻国シテ六十六部ノ経ヲ奉納ス。其ノ功力ニ依テ今帝位ニ生レ給ヘリ」「諸国奉納ノ六十六部ノ功徳ニヨリテ、六十六ヶ国ノ主、帝王トハ生レ玉ヘル」という『靈場記』の書き振りは、『日本回国六十六部縁起』（宝永五年〔一七〇八〕刊）の、「日本国中回国修行の大功徳に依つて善本を種種へ、多生多劫を歴す、今、日本の大守、開基大將軍右兵衛佐源頼朝と現ず」と近似の表現といえる。

頼朝転生譚が（北条時政や梶原景時さらには源義経らの転生譚も含めて）中・近世に広い展開と浸透をみせているのに対して、後白河の名が六十六部関係の史料・伝承に登場することはほぼ皆無である。『靈場記』の記す後白河転生譚は、頼朝転生譚とは本来、別の水脈に属するものである。著者厚誉春鶯は、たとえば『塩尻』が「近世民間六十六部とて回国す」「是近き比の野俗^⑩」と記すような十八世紀初頭の六十六部の流行を目の当たりにして、後白河の前生の髑髏の因縁をもつて三十三間堂創建を語る話に少々筆を加えたということではあるまいか^⑪。

『見聞随筆』に戻ろう。いまのところ六十六部関係の史料に後白河が見えないところからすれば、彼を六十六部の実践者・先駆者とする言説の淵源は、『西国卅三所靈場記』（『西国三十三所観音靈場記』）が語る転生譚あたりにあったかと思われる。それが利用されたのは、も

しろん、六十六部廻国行を権威づけるためではあるが、天皇の認知・庇護を主張するうえで、頼朝の前生ではなく、天皇の前生を六十六部とする必要があったのであろう。お誂え向きの話が提供されていた、ということではなかったろうか。

おわりに

岩瀬文庫蔵『見聞随筆』中の六十六部関係記事を紹介し、若干の検討を加えた。再々述べるように、この記事に全面的に信をおくことは難しい。寛永寺における六十六部の登録（加入）手続にしても、これまでに知られている御室配下の六十六部集団への加入の具体例^⑫と比べると少々異質であり、鵜呑みにはできない。ただ、ここで「六十六部」という概念がきわめて限定的に用いられていることは、やはり無視すべきではないと考える。近世末期には、この語はもはや寛永寺（と仁和寺）配下の六十六部廻国者、つまり職業的六十六部集団の構成員と彼らの廻国行をさす語になっていたとみるべきである。さらに、虚妄であったとしても、権力・権威に対してこままでの近しさを主張する態度も、ただ笑殺してよいものではなからう。そこには、六十六部がもつ、単なる巡礼の一種というにとどまらない特異性——権力に対するある種の親和性が表出している。

じつは、この記事の評価を難しくしているのは、著者が寺社奉行所関係者の可能性をもつとの指摘である。もしそうであるならば、根も葉もない荒唐無稽な話、それも公儀にも関わる話が無批判に筆録され

るであろうかという疑問も生じることになる。関所での分外に丁重なり取り扱いを含め、ここに主張されている権力との関わりが、まったくの虚構にすぎないのか、万分の一でもながしかの事実の裏付けをともなうのか、なお慎重な見極めが必要かもしれない。冒頭の「日本廻国六十六部と云ものハ六ツかしきもの也」という一文は深長である。

註

- (一) <https://trc-adaec.trc.co.jp/WJ11F0/WJJS07U/2321315100/2321315100100010/mp01399200> (西尾市岩瀬文庫／古典籍書誌データベースの「見聞随筆」のページ)。塩村耕氏の作成という。なお、塩村耕『江戸人の教養』(水曜社、二〇二〇年)に『見聞随筆』への言及がある(五八―五九頁)。
- (二) 小嶋博巳「近世六部の組織性」巡礼研究会編『巡礼論集2 六十六部廻国巡礼の諸相』岩田書院、二〇〇三年、ほか。なお、この旧稿における「御定目」と職業的六部集団との関係の理解は、本稿によって全面的に改める必要が生じた。
- (三) 仁和寺の六十六部支配については以下を参照されたい。日野西眞定「高山の六十六部史料」巡礼研究会編『巡礼論集2 六十六部廻国巡礼の諸相』岩田書院、二〇〇三年。小嶋博巳「明治初年の六十六部の本山問題——『公文録』にみる仁和寺の六十六部支配の終焉と六部集団——」『生活文化研究所年報』二五、ノートルダム清心女子大学生活文化研究所、二〇一二年。小嶋博巳「近世末期、御室配下の六十六部集団について——三原市の新出史料から——」『宗教民俗研究』二四・二五合併号、二〇一六年。

(4) たとえば、元文四(延享二年(一七三九)四五)に六十六部廻国を行なった遠江国豊田郡小山村の大有の場合、実際は元文四年四月一七日、三河の鳳来寺から納経を始めたにもかかわらず、納経帳の一丁表はあけておいて、信濃・上野・下野・武蔵・相模の寺社を経てようやく江戸に入った同年一二月、東叡山寛永寺に参り、そこに請取を受けている(静岡県袋井市個人蔵、同市教育委員会寄託、大有納経帳)。なお、増上寺を寛永寺に準じて扱う例もいくらか確認され、興味深い。

(5) 御室御所の納経請取も、東叡山のそれと同じような扱いを受けていた。ただし、これも管見の限りではということであるが、仁和寺の請取を特別扱いする例が現れるのは寛永寺のそれより遅く、一七八〇年代(天明期)に下る。両者の六十六部支配の開始には時間差があったようである。

(6) 『高知県史』民俗資料編、一九七七年、一〇〇八―一〇〇九頁。小嶋博巳「近世六部の組織性」(前掲註2)、七一―七三頁。小栗栖健治「六十六部を描く行列絵巻」『巡礼論集2』岩田書院、二〇〇三年、一三―一三六頁。小嶋博巳「近世末期、御室配下の六十六部集団について」(前掲註3)、七六―七七頁。市村幸夫「出羽の行者休造と御室配下の六十六部集団」『村山民俗』三一、二〇一七年、五七―五八頁。

(7) 鈴木棠三校注「日本九峰修行日記」宮本常一ほか編『日本庶民生活史料集成』第二巻、三一書房、一九六九年、七二頁。

(8) 五十嵐富夫「近世関所の基礎的研究」多賀出版、一九八六年、五七―二頁。

(9) 『高知県史』民俗資料編(前掲註6)、一〇〇八頁。ほぼ同様の文言をもつ「御定目」は多い。

(10) 小嶋博巳「ノートルダム清心女子大学蔵「廻国供養行列絵巻」について」『岡山民俗』二三八、二〇一七年、二四―二七頁。

(11) 村上直校訂『新訂民間省要』有隣堂、一九九六年、三五三頁。

- (12) 中野三敏校注『田舎莊子 当世下手談義 当世穴さがし』（新日本古典文学大系八二）、岩波書店、一九九〇年、一四七—一四八頁。
- (13) 高倉嘉夫編『心学道話全集』第四卷、忠誠堂、一九二八年、一四〇—一四〇九頁。
- (14) 朝倉晴彦・柏川修一編『守貞謾稿』第一巻、東京堂出版、一九九二年、二二七頁。
- (15) 小嶋博巳「廻国行者と天蓋六部——『日本九峰修行日記』の提起する二、三の問題について——」『宗教民俗研究』三、一九九三年。
- (16) 鈴木棠三校注『日本九峰修行日記』（前掲註7）、九七頁（文化一二年九月二七日条）。なお、「鐘（鉦）打ち」は鉦を打って念仏をあげる近世の六部の行儀で、要するに宿の側は六部に類する者ならば泊めようと言っているのである。
- (17) 市村幸夫「出羽の行者休造と御室配下の六十六部集団」『村山民俗』三一、二〇一七年。小栗栖健治「六十六部行者休造の満願供養」（同）。
- (18) 市村、同右、五九頁。
- (19) 同右、五九—六〇頁。
- (20) 中澤伸弘「文政期の『日本廻国衆』について」『神道史研究』六六巻一号、二〇一八年。
- (21) 小嶋博巳編「廻国供養塔データベース 五訂版改」（ノートルダム清心女子大学学術機関リポジトリ <http://id.nii.ac.jp/1560/00000428/>）。
- (22) 平尾道雄『近世社会史考』高知市民図書館、一九六二年、三〇二頁。『高知県史』民俗資料編（前掲註6）、一〇〇九—一〇一〇頁。
- (23) 五十嵐富夫『近世関所の基礎的研究』（前掲註8）、四一四—四一六頁。
- (24) 林淳「幕府寺社奉行と勧進の宗教者——山伏・虚無僧・陰陽師——」末木文美士編『民衆仏教の定着』佼成出版社、二〇一〇年、二六八頁。
- (25) 姫路文学館所蔵本による。私に句読点を加えた。ちなみに、弘化二年（一八四五）刊の『西国三十三所観音霊場記図会』には六十六部云々はみえない。『図会』は『西国三十三所観音霊場記』（『西国卅三処霊場記』）の本文を用いたものと理解されてきたが、そうではないことが、中前正志『普陀洛伝記』から『霊場記図会』へ（福田晃・中前正志編『唱導文学研究』第九集、三弥井書店、二〇一三年）に論証されている。
- (26) 中前正志『神仏霊験譚の息吹き』臨川書院、二〇一一年。
- (27) ただし、これも右の中前の著書から教えられたことであるが、宝暦六年（一七五六）刊の『靈魂得脱篇』に、『西国卅三処霊場記』の当該部分のほぼ完全な引用がある（西田耕三校訂『仏教説話集成』二）国書刊行会、一九九八年、三七—三三三頁）。
- (28) 『大日本地誌大系』第二冊、大日本地誌大系刊行会、一九一五年、四八頁。これを承けたか、安永九年（一七八〇）刊の秋里籬島『都名所図会』巻三の蓮華王院三十三間堂条も、「法皇の前生ハ熊野にあつて蓮華坊といふ人也。海内を行脚して仏道を修行す。其薰功によつて今帝位に昇れり」とする。
- (29) 小嶋博巳「六十六部縁起と頼朝坊廻国伝説」真野俊和編『講座日本の巡礼』二、雄山閣出版、一九九六年、二九三頁。
- (30) 『日本随筆大成』第三期一六、吉川弘文館、一九七七年、一一七一—一九九頁。
- (31) 『西国卅三処霊場記』もまた『山州名勝志』も、ともに当該部分を「因幡堂ノ縁起ニ曰」「因幡堂縁起云」として語り出すことはどうとらえたらよいであろうか。文字どおりに解すれば、後白河は日本を巡った功德で帝王に転生したと語る因幡堂縁起があつたことになる。しかし、この方面に暗い筆者の狭い見聞のなかでは、中世成立の「因幡堂縁起」（東

京国立博物館本、東寺観智院本）はもとより、『雍州府志』『山城名勝志』などの近世地誌に引用されている縁起にも、該当するものを見つけることはできなかつた。識者のご教示を請いたい。

(32) 本文で触れた出羽休造の例のほか、次の文献にそうした例がある。鳥谷芳雄「近世六十六部の集団形成——出雲国遅江村の庄吉・新太郎の例から——」島根県教委文化課編『季刊文化財』一二五、島根県文化財愛護協会、二〇一一年。小嶋博巳「近世末期、御室配下の六十六部集団について」(前掲註3)。いずれも近世末期の事例で、一般の(組織外の)廻国巡礼者が旅先で御室配下の六部集団に加入する経緯が、ある程度窺える。

付記 資料閲覧と翻刻を許可くださった西尾市岩瀬文庫、ならびに、『見聞随筆』に六十六部関係の記事が含まれることをお教えくださり、かつ調査に種々のご高配を賜った伴野義広氏(西尾市史民俗部会調査員)に、お礼申し上げます。